４）土木
次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること
㋐　経験　ウ１）㋐と同様。
㋑　資格　ア４）㋑と同様。
５）環境
㋐　経験　ウ１）㋐と同様。
㋑　資格
ⅰ　技術士（(総合技術監理部門：環境部門関連科目)、(環境部門)、(衛生工学部門）又は（建設部門：建設環境科目)）
ⅱ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（建設環境部門に限る）
ⅲ　技術士補（環境部門）
ⅳ　ＬＥＥＤ　ＡＰ（Building Design and Construction）

エ　配置予定担当技術者（建築、電気、機械、土木、環境）　配置予定担当技術者については、次に示す条件を満たす者であること。
①　資格
１）建築
次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること
㋐　実績
ⅰ　同種業務：日本国内外における米軍施設に関する業務（※２）で平成22年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務。
ⅱ　類似業務：米国の公的な設計基準を用いた業務（※２）で平成22年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務。
㋑　経験
ⅰ　大学卒業後５年以上、短大・高専卒業後８年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。また、実務経験には発注者の立場として技術的な業務（※２）に携わった年数を含めることができる。
ⅱ　公共工事の業務（※２）経験を有するもの。
※２「業務」とは、計画、設計、積算、施工、監理又は環境影響評価のいずれかの実務をいう。
㋒　資格
ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士又は第２条第３項に規定する二級建築士
ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士
ⅲ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は(建設部門)又は技術士補（建設部門）
ⅳ　一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士
ⅴ　ＡＰＥＣ　Engineer（Structural）
２）電気
次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること
㋐　実績　エ１）㋐と同様。
㋑　経験　エ１）㋑と同様。
㋒　資格
ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士又は第２条第３項に規定する二級建築士
ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士
ⅲ　一級電気工事施工管理技士又は二級電気工事施工管理技士
ⅳ　技術士（総合技術監理部門：電気電子部門関連科目）又は（電気電子部門）又は技術士補（電気電子部門）
ⅴ　ＡＰＥＣ　Engineer（Electrical）
３）機械
次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること
㋐　実績　エ１）㋐と同様。
㋑　経験　エ１）㋑と同様。
㋒　資格
ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士又は第２条第３項に規定する二級建築士
ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士
ⅲ　一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士
ⅳ　技術士（総合技術監理部門：機械部門関連科目）又は(機械部門)
ⅴ　ＡＰＥＣ　Engineer（Mechanical）
４）土木
次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること
㋐　実績　エ１）㋐と同様。
㋑　経験　エ１）㋑と同様。
㋒　資格
ⅰ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は(建設部門)技術士補（建設部門）
ⅱ　一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
ⅲ　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者
ⅳ　（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
ⅴ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）
ⅵ　ＡＰＥＣ　Engineer (Civil)
５）環境
次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること
㋐　実績　エ１）㋐と同様。
㋑　経験　エ１）㋑と同様。
㋒　資格　ウ５）㋑と同様

オ　配置予定技術員（建築、電気、機械、土木、環境）　配置予定技術員については、２年以上の実務経験を有するものとする。

⑻　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑼　⑴から⑻に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日整備計画局施設計画課長公示）に示すところにより防衛省競争参加資格において令和３年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目
本業務の評価項目は、次のアからエとし、詳細は入札説明書による。
ア　配置予定総括技術者・主任技術者・担当技術者の経験及び能力
イ　その他
ウ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
エ　評価テーマに対する技術提案
⑵　総合評価の方法
ア　評価値の算出方法
価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。
イ　価格評価点の算出方法
価格評価点の満点は20点とし、算出方法は以下のとおりとする。
価格評価点＝20点×（１－入札価格／予定価格）
ウ　技術評価点の算出方法
技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。
配置予定技術者についてはヒアリングを行う。
㋐　配置予定総括技術者・主任技術者・担当技術者の経験及び能力
㋑　その他
㋒　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
㋓　評価テーマに対する技術提案
技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。
技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）